療養費（法定・付加）支給申請書

コード

トヨタ自動車健康保険組合理事長殿

申請者の方は太枠内をすべて記入してください。
未記入欄がある場合、支給が遅れることがあります。

保険証の記号番号	記号	—	番　号
被保険者（従業員）氏名			
生年月日	◯昭和 ◯平成　年　月　日		
連絡先	〒 電話（　）　—		
	E-mail		
職　場	社内区分　部		
	◯課 ◯室　◯G ◯係 ◯組		
	電話（　）　—		

①傷病者
◯被保険者（本人）　◯被扶養者（家族）
被扶養者（家族）の場合は②を記入

②被扶養者（家族）の氏名・生年月日・続柄
氏名　続柄

生年月日　◯昭和 ◯平成 ◯令和
年　月　日

③発病または負傷年月日
◯平成　◯令和
年　月　日

④傷病名

⑤直接の傷病原因
◯交通事故・労働災害・通勤災害　◯その他
その他の場合は⑥原因を記入

⑥原因（どこで・どのように※原因が特定できない場合は不詳と記入）

↓被保険者（従業員）口座を記入　※被保険者以外の口座振込を希望する場合は、委任状（健保HPに掲載）を記入・添付ください

振込先	◯銀行 ◯信用金庫 ◯農協 ◯労働金庫	支店	種別 ◯普通 ◯当座	口座番号	
	金融機関番号	店番号	口座名義（被保険者（従業員）名義		
			カタカナで記入		

・償還払い（全額立て替え払い）方式です。

申請区分	提　出　書　類
申請月（令和　年　月分）	
※1ヶ月の施術に対し、1枚の「療養費（法定・付加）支給申請書」が必要	
◯はり・きゅう	□領収書（原本） □医師の同意書（原本もしくは写し） □療養費支給申請書（はり・きゅう）（原本） □施術報告書（写し）
◯あんま・マッサージ	□領収書（原本） □医師の同意書（原本もしくは写し） □療養費支給申請書（あんま・ﾏｯｻｰｼﾞ・指圧）（原本） □施術報告書（写し）

■領収書・医師の証明は返却いたしません。
自治体へ医療助成のご申請等で 必要な方はご提出前に
各自でコピーをとってください。

組合処理欄
病類ｺｰﾄﾞ
施術年月
施術期間　～　日間
給付対象額
入通院区分　2

送付先・問い合わせ先
トヨタ自動車健康保険組合　給付グループ　　外線：(0565) 280153　　内線(811) 6-0561
【郵便】〒471-0832　愛知県豊田市丸山町6丁目22番地　　【社内便】区分：健保

2026年10月改訂

□提出書類

<table>
<tr><td>領収書</td><td>・領収書（原本）
全額自己負担額の記載、施術を受けた方の氏名（フルネーム）、
施術日、領収印のあるもの</td></tr>
<tr><td>医師の同意書</td><td>・初療、および、６ヶ月を超えて引続き施術が必要な場合は、医師の
同意書が必要。
※必ず、保険医の診察の上、文書の交付を受けてください。
・変形徒手矯正術は、毎月、医師の同意が必要。
・同意を得ていない場合は給付ができません。
・同意書の有効期間
<table>
<tr><th>同意日</th><th>同意書の有効期間</th></tr>
<tr><td>１日から１５日</td><td>同意月の５ヶ月後の末日まで</td></tr>
<tr><td>１６日から月末</td><td>同意月の６ヶ月後の末日まで</td></tr>
</table>
・再同意の際、施術報告書の交付を求め、交付料を請求する場合、
写しの添付が必要です</td></tr>
<tr><td>療養費支給申請書</td><td>・はり師、きゅう師、あんま・マッサージ指圧師が記入すること。</td></tr>
<tr><td>施術継続理由・
状態記入書</td><td>・初療の日から１年以上経過しており、１ヶ月間の施術回数が
１６回以上の場合は、「施術継続理由・状態記入書」も必要。</td></tr>
</table>

□書類の返却

・ご提出いただいた書類（原本）は、返却いたしません。
子ども、障がい、母子父子家庭等の市町村医療費助成を受けている方は、申請に必要な書類を確認の上、コピーをとり、お手元に保管してください。

□申請者への注意事項

支給時期	・償還払い（全額立て替え払い）方式です。 施術所へかかった費用の全額を支払った後、療養費の申請を行って ください。
支給日	・毎月５・１５・２５日 （支給日が土日祝日の場合は、その前日。長期連休中の場合は、別に定める日）
要連絡の事項	・交通事故、通退勤中、業務中の傷病の場合、書類をご提出いただく 前に、すみやかに健康保険組合までご連絡ください。 連絡先：医療保険室レセプトＧ事故担当（0565）28-0153
書面内容の確認	・医療機関や施術所等に対し、支給決定に必要な情報の提示及び 照会を行う場合があります。予めご了承ください。
受給を受ける 権利の時効	・２年（時効起算日は施術料を支払った日の翌日）